

次の（設例）を読んで、問（１）、（２）に答えなさい。

（設例）

１．甲株式会社（以下「甲社」という。）は、不動産賃貸業を営む公開会社であって監査役を設置しているが、種類株式発行会社ではない。甲社の取締役はA・B・Cの３名（うちA・Bが代表取締役）であり、監査役はDである。甲社の発行済株式総数は１０００株であるところ、同社の創業者であるAが６００株、CとE（いずれもAの子である。）が２００株ずつを保有している。

２．令和６年８月、高齢のAが入院し、意識不明の状態となった。Cは、Aがこのまま死亡した場合、以前から甲社の経営への参画を希望していたEとの間で後継者争いが生じることを懸念し、同年９月２日、Bを説得して、甲社株式６００株を払込金額を２万円と定めてCに発行することに同意させた。その翌日、Bは、１２００万円の払込みと引き換えに、甲社を代表してCに対して６００株を発行した（以下「本件発行」という。）。本件発行時における甲社株式の価値は１株当たり５万円を下ることはなかった。Eは本件発行から３か月後に本件発行のことを知った。

なお、Aの病状には変わりがないものとする。

問（１）（配点：２５点）

Eが本件発行の効力を否定するには、いかなる法的手続において、いかなる主張をすべきかを検討しなさい。

問（２）（配点：２５点）

Eが本件発行の効力を否定するのではなく、Cの責任を追及することで本件発行によってEが被った損失を回復させたいと望んだ場合、Eは、いかなる法的手続において、いかなる主張をすべきかを検討しなさい。